



# 動物レスキュー通信

2017年10月 第53号 (平成29年10月1日発行)

発行元  
一般財団法人 国連世界動物救済支援機構 詩月財団

詩月(しづく) : 詩月財団 理事長  
愛玩動物飼養管理士 一級  
ペット災害危機管理士 三級  
お問い合わせ : [sizuku.foundation@gmail.com](mailto:sizuku.foundation@gmail.com)

## 動物を愛護する法律について その根底にあるものは?

現在日本には「動物の愛護及び管理に関する法律」、いわゆる動物愛護法があります。「この動物愛護法はその前身である「動物の保護及び管理に関する法律」の制定から44年たっています。3度にわたる改正が行われ、現在の形となっていますが、歐米などに比べるとまだまだ遅れていると言われています。しかし、その昔の日本には世界初の動物愛護法令と言われている「生類憐みの令」がありました。これは江戸幕府五代將軍である徳川綱吉が発令したもので、皆さんも日本史の授業で学んだのを覚えている方も多くいらっしゃると思います。

しかし、「生類憐みの令」は庶民を苦しめ、そして数多くの罪人が出てしまった「天下の悪法」として有名で、犬を過剰に大切にする内容から、徳川綱吉は「大公方」などを揶揄される事もありました。しかし実際のところはそんなに単純で極端なものではないのでしょうか?その内容は人間や動物の福祉や公衆衛生などもきちんと考えられていて、ある意味では先進的なものであったのではないかと思います。

### 生類憐みの令とは?

「この「生類憐みの令」が発令された背景には、かつての定説としては後継ぎを「くした綱吉」にその後なかなか男児が生まれなかつた。その原因としては前世に殺性をした報いであるため生類を大切にするよ



うになった。又、綱吉は戊年生まれなので、犬を大切にするように。と言うような助言を僧侶から受けたからではないかと言わっていました。しかし現在は違う考え方をされているようです。この頃は戦国時代から80年程が経過していたにも関わらず、いまだに刀の試し切りと称して人を切つたり飼い犬を殺して食べたりと言うようないやりの心、慈しみの心を持つてほしいという思いを込めて発令されたのだと言っています。現在の動物愛護法が3度改訂されています。現在の動物愛護法が3度改訂され、そのような悪い習慣を見かねて人々に思われるよう、生類憐みの令も徐々に変化して行つたのです。と言ふのもこの法令は24年の間に約135回に渡つて発令された法令の総称なのです。最初に発令されたものとしては、將軍が通行する際に、これまでは將軍に失礼が無いように犬猫はつながらなくてはならなかつたり、街中を歩きまわつてゐる野犬は捕まえられて殺されたりしていたのですが、一將軍が通行するときには路上にいる犬や猫をつないでおく必要はない」と言うものでした。その他には「人が傷つけた動物がいたらすぐに届け出る事」「飼い主のいない犬には餌を与える事」「捨て子、老人、重病人、牛や馬を捨ててはならない」「捨て子を養う」「犬だけではなく全ての生類に対し慈悲の心を持て「憐れむ」など、どんどん増えて行きます。犬に関してはかなり細かく多岐にわたり規制されました。「大八車や十社代の生類憐みの令を制定した際に本当に考えられていますが、その根底には江戸時代の生類憐みの令を制定した際に本当に伝えられたかった事が込められているのだと思います。その事を、法律を守る立場であなたたちが感じ取つて行動しなければならないと思います。そうする事で不幸な動物が減ると信じております。(詩月)